あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の 施術所の開設手続きのご案内

鎌倉市・逗子市・葉山町に施術所を開設した場合、鎌倉保健福祉事務所への開設届の提出が必要です。

開設手続き (開設届記入例 p.3,4 参考 p.5,6)

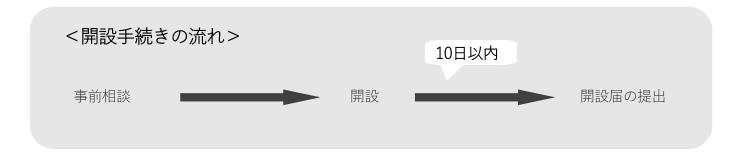
- □ 開設後10日以内に開設届を提出してください。
 - ※ 窓口にて免許証の原本と写しの照合を行いますので、 来所による提出をお願いします。
 - ※ 開設にあたって事前相談を行っています。平面図等をもとに相談を行いますので、相談の際には来所をお願いします。

なお、来所にあたっては**事前**に **ご連絡**をお願いします。

問合せ先

神奈川県鎌倉保健福祉事務所 企画調整課

TEL: 0467-24-3900 (内線222)



開設手続きに必要な書類等

- □ 施術所開設届 1部
 - ※ 写しが必要な場合は、必要となる部数をコピーしてお持ちください。
- □ 施術者全員分の免許証の写し及び原本
 - ※ 原本は、写しとの照合後、お返しします。
- □ 印鑑(法人にあっては代表者印)

開設にあたっての注意確認事項 (参考 p.5,6) 構造設備基準等 □ 6.6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。 □ 3.3平方メートル以上の待合室を有すること。 □ 施術室は、室面積の七分の一以上に相当する部分を外気に開放し得ること。 ※ ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。 □ 施術に用いる器具、手指等の**消毒設備を有する**こと。 □ 常に清潔に保つこと。 □ 採光、照明及び換気を充分にすること。 名称 □ 病院や診療所及び医師と誤認するような名称は付けられません。 ※ 誤認する例:「○○診療所」「○○医」「はり科」「きゅう科」等 広告をするにあたっての注意確認事項 (参考 p.6) □ 広告できる事項は以下のとおりです。 □ 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所 □ 業務の種類(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう) □ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 □ 施術日又は施術時間 □ その他厚生労働大臣が指定する事項(注)

(注) その他厚生労働大臣が指定する事項

Ш	もみりょうじ	□ やいと、えつ	□ 小児鍼(はり)
	あん摩マツサージ指圧師、は	り師、きゆう師等に関する	法律第九条の二第一項前段の規定
	による届出をした旨		
	医療保険療養費支給申請ができ	きる旨(申請については医師	師の同意が必要な旨を明示する場
	合に限る)		
	予約に基づく施術の実施	口 休日又(は夜間における施術の実施
	出張による施術の実施	□ 駐車設備	備に関する事項

第1号様式(第2条関係)

(用紙 日本工業規格A4縦長型)

施術所開設届

住

平成 29 年 4 月 2 日

届け出る日を 記入してください 開設者が 届け出てください

神奈川県鎌倉保健福祉事務所長 殿

開設者の郵便番号・住所・氏名を 記入してください

郵便番号 248 - 0014

(法人にあっては、

主たる事務所の所在地

所 神奈川県鎌倉市由比ガ浜 ○-○-○

法人にあっては、

名称及び代表者の氏名

氏 名 鎌保 太郎

印

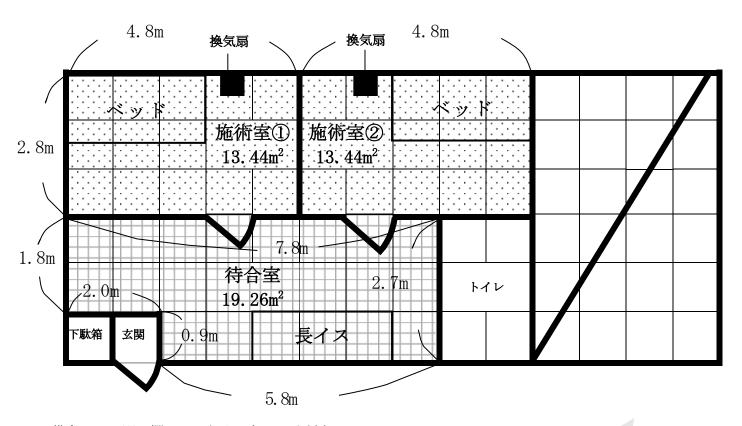
次のとおりあん摩マッサージ指圧師等の施術所を開設したので、届け出ます。

名	称	鎌保鍼灸マッサージ							
開言	ツの場所	鎌倉市由比ガ浜△-△-△			電話	0467 - \times \times - \times \times \times			
開意	開設年月日 平成29年4月1日 業務の種類			あん摩マッサージ指圧、 はり、きゅう					
業務に	氏 名	従 年月日	業務の 種 類	免許 都道 する	証に記載された 府県知事の統轄 都道府県名	免許証 番 号	免 許 年月日	晴盲 の別	※ 確認欄
	鎌保 太郎	平成29年4月1日	あん摩 マッサージ指圧			000000	平成16年 4月1日	晴	2
従事する施術	平成29年4月1日 はり 平成29年4月1日 きゅう			国(大臣)免許であれば 記入不要です		平成16年 4月1日 平成16年 4月1日		の欄は記入不要です	
者	鎌保 花子	平成29年4月1日	あん摩 マッサージ指圧	神	奈 川 県	0000	昭和63年 4月1日	旨	要です
施	平成18年6月1日	鎌倉市材木座××-××に「鎌保施術所」開設							
術	平成28年3月1日	「鎌保施術所」廃止							
所歷	年月日								
庭	年月日					入してくだ			

施術所の構造設備の概要

施	術	室	ベッド 1 (施術室①) ベッド 1 (施術室②)	面積	26. 88 m²	構造設備基準を
待	合	室	長イス 1	面積	19. 26 m²	満たしているか 確認してください
採換	気 装	光置	蛍光灯、換気扇			
消	毒設	備	アルコール、ディスポーザブル鍼			
そ	Ø	他				

施術所の平面図



備考 1 ※の欄には、記入しないでください。

2 施術所の平面図は、ます目を利用して記入してください。

別紙として図面を添付しても構いません (設備の配置、施術室、待合室の各辺の寸法及び面積を記載してください)

開設届等の提出

▶ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(抜粋)

第九条の二 施術所を開設した者は、**開設後十日以内**に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他 厚生労働省令で定める事項を**施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない**。その届出事項に変 更を生じたときも、同様とする。

- ② 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。
- 第十三条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 五 第九条の二第一項又は第二項(第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による届 出をせず、又は虚偽の届出をした者

構造設備基準等

▶ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(抜粋)

第九条の五 施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければならない。

- ② 施術所の開設者は、その施術所につき厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。
- ▶ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則(抜粋)

第二五条 法第九条の五第一項 (法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 六・六平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
- 二 三・三平方メートル以上の待合室を有すること。
- 三 施術室は、室面積の七分の一以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わる べき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
- 四 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。

第二六条 法第九条の五第二項 (法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。) の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 採光、照明及び換気を充分にすること。

名称

- ▶ あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の運用について(昭和二六・一〇・一 医収五六〇)
 - 【照会】1 法第七条第五号による厚生大臣の指示の内容
 - 2 施術所の名称に次のように科の文字を使用することの可否
 - ○○はり科療院 ○○はり科きゅう科治療所
 - 【回答】1 法第七条第一項第五号に規定する厚生大臣の指定事項については、近く告示される予定である。(昭和二十六年十月厚生省告示第二百十八号公布)
 - 2 施術所の名称中に、はり科、きゅう科等の科の文字を使用することは適当でないと解する。
- ▶ 広告取締に関する件(昭和二四・五・一六 医収五八九)
 - 【照会】 施術所の名称についても接骨院、はり院、きゅう療院、きゅう治療所等、療、院の文字を使用する者があるが之についても併せてご回答願いたい。
 - 【回答】 施術所の名称に関しては、はり院、きゅう療院等はり、きゅう等の施術所であることを明示する 名称を使用することは差し支えないが、**単に「〇〇療院」「〇〇治療所」という如き病院又は診療所に 紛らわしい名称を附けることは許されない**。
- ▶ 医師法(抜粋)

第一八条 医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

▶ 医療法(抜粋)

第三条 疾病の治療(助産を含む。)をなす場所であって、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を附けてはならない。

広告

▶ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(抜粋)

第七条 あん摩業、マツサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、**左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない**。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 二 第一条に規定する業務の種類
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間
- 五 その他厚生労働大臣が指定する事項
- ▶ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基く広告し得る事項(平成――・三・二九 厚告六九)(改正 平成二八厚労告二七一)
 - 一 もみりょうじ
 - 二 やいと、えつ
 - 三 小児鍼(はり)
 - 四 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条の二第一項前段の規定による届出 をした旨
 - 五 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
 - 六 予約に基づく施術の実施
 - 七 休日又は夜間における施術の実施
 - 八 出張による施術の実施
 - 九 駐車設備に関する事項

問合せ先

神奈川県鎌倉保健福祉事務所 企画調整課

〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜2-16-13

TEL: 0467-24-3900 (内線222) FAX: 0467-24-4379